



令和7年度から 高校生世代の子どもの医療費 助成を拡大します

記事ID 0095496

問い合わせ こども育成課 ☎0942-85-3552

助成拡充内容

- 対象** 高校生世代(満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)※高校に通学していない就労者なども助成の対象です
- 改正内容** 高校生世代の『通院および調剤』に係る保険診療分の医療費が助成対象となります(令和7年7月1日から県内の医療機関などの窓口で『子どもの医療費受給資格証』を提示することで助成(現物給付)を受けられます)。令和7年4月1日から6月30日までの診療分は、こども育成課で申請することで医療費の払い戻し(償還払い)を受けることができます。払い戻しの手続きは、市電子申請サービスからでもできます



市電子申請サービス

※払い戻しの手続きには領収書が必要なため、領収書の保管をお願いします

自己負担額

入院=1医療機関 上限1,000円/月

外来=1医療機関2回まで 上限500円/月(調剤無料)

助成方法

	令和7年4月1日~6月30日診療分	令和7年7月1日以降診療分
入院	県内の病院など=資格証を提示 県外の病院など=支払い後、申請して払い戻し	
外来	病院などで支払い後、申請して払い戻し※申請は7月1日(火)から受付開始	県内の病院など=資格証を提示 ▼ 県外の病院など=支払い後、申請して払い戻し

子どもの医療費受給資格証

子どもの医療費助成対象の拡大に伴い、子どもの医療費受給資格証をお持ちの小学校就学前から高校生世代まで全員に、6月中に新しい受給資格証を送付予定です。現在、資格証を持っていない人は、こども育成課で申請手続きが必要です。

その他

学校や保育所・幼稚園などでけがをした場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先となります(重複して助成を受けることはできません)。

病児保育事業を開始

問い合わせ こども育成課 ☎0942-85-3552

記事ID 0001049

市は、こどもが病気やけがで保育所や小学校を休む際に、保護者が仕事などのため家庭で保育ができない場合に利用できる『病児保育事業』を開始しました。



利用するためには、事前に実施施設での登録と医療機関での診療が必要です。いざというときのためにも、施設へ早めの登録をお願いします。詳しくは、実施施設へおたずねください。

- 対象** 生後10カ月から小学校6年生までの市内居住のこども
- 対象となる疾患など** 風邪や発熱、腹痛などのほか、水ぼうそうやインフルエンザなどの感染性疾患、ぜんそくなどの慢性疾患、骨折などの外傷性疾患など
- 利用日時** 月~金曜日、8時~17時※祝日、年末年始を除く
- 実施施設** キッズケアかなさ(かなさ保育園(山浦町)敷地内)
- 利用料金** 2,000円/日(昼食・おやつを希望する人は別途200円※アレルギー・離乳食対応はなし)
- 登録申し込み** キッズケアかなさ(☎0942-85-8990)へ

レインボー保育園で実施していた病後児保育事業は、令和7年3月31日で終了しました。